

第30回石川県行財政改革推進委員会（平成23年8月8日） 発言概要

○開会挨拶（植村総務部長）

本日は大変お忙しい中、お暑い中、お越しいただいて誠にありがとうございます。今年の7月から総務部長に就任させていただきました、植村でございます。

本日、皆様方にご議論いただくものにつきましては、石川県行財政改革大綱2011でございます。その前提条件となります、本県の財政状況については、ご案内のとおり非常に厳しい状況でございますし、最近の経済情勢は短いスパンで大きく動いていく、あるいは、東日本大震災のような大きな災害もございます。そのような中で、場合によっては本県が影響を受ける場合もございます。厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革大綱2011を作らせていただいておりますが、こうした中でコストの縮減の部分、量の改革も当然でございますが、質の改革の部分も同時にやる必要があります、県民への行政サービスを充実させるかたちで、この大綱を作らせていただきました。

このような中で、我々は持続可能な行財政基盤の確立、それから質の高い行政サービスを提供していきたいと考えております。まさしく今日お集まり頂いた県民の、各界の代表の方々にご意見を賜り、そして私共も変えるところは変えたいと思っておりますし、見直していきたいと考えております。本日は是非、闊達なご意見をいただきたいと思っております。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○会長選任（北野行政経営課長）

議事に入らせていただきます前に、本年6月末の任期満了に伴い委員の交替がございましたので、ご紹介いたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。

北陸先端科学技術大学院大学教授の梅本勝博委員、公募により委員に選任されました窪田進委員、輪島市馬場崎商店会専務理事の塩安愛子委員、なお、本日は欠席されておりますが、株式会社明石合銅会長の明石巖委員の以上4名の方に新たに委員にご就任いただいております。

なお、本日は委員改選後、初めての委員会でありますことから、会長の選出をお願いしたいと思います。要綱第4条第1項の規定では、会長は委員が互選することになっております。会長選出についてどなたかご意見ありませんでしょうか。

（中平委員）

昨年会長でありました丸山委員に、引き続きお願いしたらいかがでしょうか。

（北野課長）

中平委員から丸山委員にというご発言がありました。これにご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声あり。）

それでは本委員会の会長は丸山委員にお願いすることといたします。

(丸山会長)

ただいま、会長にご指名をいただきました丸山でございます。前回に引き続きということになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、先ほど、植村総務部長のご挨拶にもありましたが、石川県政を取り巻く厳しい環境を考えると、行財政改革は着実に進めていかなければならない重要な課題であります。

こうした中、当委員会の使命は、県が具体的にどのような改革を実行していくのか見定め、必要な提案、助言を積極的に行っていくことだと思っております。委員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

なお、副会長につきましては、要綱第4条第1項によれば、会長が指名することになっておりますので、前回に引き続きまして、深山委員にお願いしたいと思っております。深山さん、引き続き、よろしくお願ひします。

○石川県の財政状況について（内海財政課長）

まず、石川県の財政状況についてご説明いたします。

お手元に別冊で配付させていただいております資料1をご覧ください。

「I 近年の財政状況」についてであります。

まず、「1 バブル経済崩壊後の景気対策の実施とその影響」についてであります。少し長い期間で整理していますが、真ん中のグラフにあります公共投資の動きをご覧ください。

このグラフは、普通建設事業費を、平成3年度を100としたときの指数で、本県と全国の投資水準を比較したものであります。

本県が上の線で、全国が下の線となっており、本県は全国に比べて高水準の投資を続けてきたことが見てとれます。

これは、本県では、バブル経済が崩壊した平成4年度以降、国の経済対策に呼応し、積極的に社会資本整備に取り組んできたこと、また、他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降も数年にわたり、景気対策のため他県に比して高水準の公共投資をしてきたことによるものであります。

この結果、能登空港、小松駅連続立体交差事業、金沢外環状道路といった交通ネットワークや、県立音楽堂、金沢城公園といった文化発信のためのプロジェクト、いしかわ特別支援学校、県立大学、総合スポーツセンターなどの福祉・教育施設、さらには、下水道などの生活に密着した社会資本整備まで格段に整備が進み、県民生活の利便性や質の向上に大きく寄与してまいりました。

2ページをお開きください。

一方で、積極的に公共投資を行った結果、その財源である県債の発行額も多くなり、県債残高も累増いたしました。

中程にあるグラフをご覧ください。

棒グラフが県債残高の推移ですが、平成14年度に1兆円を突破し、22年度末の残高は、約1兆2千億円となっております。

ただし、ここで注目していただきたいのは、15年度以降の県債残高の増加の主な要

因は、白抜きの臨時財政対策債及び棒グラフ一番上の能登半島地震復興基金に係る転貸債によるものであり、棒グラフ下の通常債については、近年減少してきているということでもあります。

臨時財政対策債というのは、国の交付税特別会計の財源不足のため、本来は地方交付税として地方に配分するべき額の一部を、一旦、地方で借金することとし、その代わり、その借金の償還財源は後年度の地方交付税で手当されるというものであり、県の実質的な負担とはならないものであります。

また、能登半島地震復興基金に係る転貸債というのは、その発行により得た資金を地震被害からの復旧・復興のために立ち上げた財団法人能登半島地震復興基金に貸した上で、その資金を基金化し、運用益を活用して復興のための様々な事業を行うものであり、県の借金の返済のための資金は基金として残されており、これも県の実質的な負担とはならないものであります。

このように、同じ県債であっても、実質的に将来の県の負担となり得るのは、通常債の部分であると言えます。

こうしたことから、県としては、通常債の残高を前年度以下の水準に抑制することを18年度の実行財政改革大綱で掲げ、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいりました。

その結果、グラフにも示されているように、通常債の残高を平成15年度から22年度までの8年間連続で減少させてきているところでもあります。ただし、残高の縮減努力は続けているものの、なお、高い水準にあると考えております。

また、黒い丸の折れ線グラフは公債費ではありますが、平成3年度の200億円程度が、21年度で800億円弱と、約3.7倍にまで増加し、財政の大きな圧迫要因となっております。

その下の表は、平成22年度末と21年度末の県債残高の金額を比較しておりますが、22年度末で1兆2,080億円余となっており、昨年度と比べると298億円余の増となっておりますが、ここから、臨時財政対策債、復興基金の転貸債分を除けば、表の一番下になりますが、22年度末現在高で8,959億円余、前年度に比べて約216億円の圧縮が図られております。

ページ一番下の表は、平成21年度末の県債残高が標準財政規模に占める割合ですが、3.9倍で全国4位となっており、数値、順位共に20年度の3.76倍より悪化している状況でございます。

3ページをお開きください。

「2 金融危機後の県税の状況」についてであります。

平成20年秋の米国の金融危機に端を発した景気低迷により、実質県税は、当初予算ベースで、平成21年度と22年度の2年間で合計420億円の大幅な減収を計上しました。

平成23年度においては、景気の持ち直しの動きを反映して、22年度当初予算に比べて100億円の増を見込んでおりますが、実質交付税と合わせた額では、金融危機前の平成20年度を若干下回る水準となっております。また、東日本大震災の影響など、景気の先行きに不透明感があり、本県の財政環境は予断を許さない状況と認識しております。

下にグラフが付けてありますが、実質県税は、棒グラフの一番下になります。平成23年度は22年度より100億円増となっており、これに対して、その上の実質交付税は70億円の減であります。差し引きますと、前年に比べ30億円の増を見込んでおります。

棒グラフの一番上の基金取り崩し額につきましては、前年の120億円からは縮小したものの、23年度も70億円の取り崩しを余儀なくされております。

4ページをお開き下さい。

「3 減少する基金残高」についてであります。

一番下のグラフをご覧ください。

白抜きの棒グラフが減債基金、灰色が財政調整基金であり、ご覧のとおり基金残高は急激に減少しております。

公債費が依然として高い水準であり、社会保障関係経費は大幅に増加するという厳しい財政状況の下、平成16年度から22年度にかけて、2基金合計で約300億円の取り崩しを行った結果、15年度末に約600億円あった基金残高は、約320億円にまで減少しております。

また、繰り返しになりますが、23年度当初予算においても、2基金合計で70億円の取り崩しを計上しております。

近年、歳出に対して歳入が足りない状態が続いておりますが、これは、公債費、社会保障関係経費、退職手当など削減することが困難な義務的経費が増えていることが1つの原因であります。

それに加え、景気低迷による税収の減や、三位一体改革において地方交付税の大幅な削減が行われるなど、必要な歳入の確保が困難となり、この財源不足を補うため、やむを得ず基金の取り崩しを行わざるを得ない状況が続いております。

中でも、特に影響が大きかったのは、平成16年度予算において三位一体改革の名の下に、国により一方的に行われた地方交付税の大幅なカットであります。

その規模は、全国ベースで約3兆円、本県への影響としては単年度収支に与える影響額として224億円の歳入減となるなど、極めて大きなものであります。

このため、他の収入確保努力や、歳出の抑制努力を行ってもなお基金の大幅な取り崩しを行わざるを得ない事態となりました。

平成16年度の基金の取崩額が跳ね上がっているのが、表からも見て取れると思えます。

その後も、基金の取崩額をなるべく縮小するため、歳出の抑制をはじめとした財政健全化努力を行ってきたところではありますが、その後もリーマンショックによる税収の大幅減などの収支悪化要因も生じたことなどから、本県財政は基金の取り崩しがないと収支が均衡しない厳しい状況が続いております。

5ページをお開きください。

「4 財政指標の状況」ですが、財政の弾力性を表す経常収支比率につきましては、社会保障関係経費や公債費が増加したものの、職員費を縮減したため、平成20年度の96.7%から21年度は95.3%と改善しておりますが、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれておりますので、義務的経費の占める割合が高くなり、さらな

る財政の硬直化が懸念されるところであります。

また、実質公債費比率につきましては、平成20年度の14.4%から21年度は15.4%となっており、公債費負担の増加により悪化している状況でございます。

6ページをお開き下さい。

「Ⅱ 今後の財政見通し」についてであります。

中程の表で、歳出額が増加し、財政の圧迫要因となっている主な歳出項目をお示しさせていただきます。

まず、一番上の線の公債費であります。

これは、県債の償還費ですが、先ほど申し上げたように、過去の積極的な公共投資等の結果、公債費も増加してきております。

ただし、その後の通常債の残高の縮減により、通常債に係る公債費は今後減少していくことが見込まれております。

こうしたことから、県の実質負担という意味においては、公債費負担のピークは越えつつあると言えるのではないかと考えております。

ただし、これは臨時財政対策債に係る公債費に対し、ルールどおり交付税に上積みされることが大前提でありますし、また、今後の金利の動向にも左右される側面も大きいため、予断を許さない状況にあると認識しております。

次に中程の線の社会保障関係経費であります。

これは、医療や介護などに係る経費であります。高齢化の進展等により、右肩上がりで増加が続いております。

社会保障関係経費は、国が作った制度に基づき、地方が負担を義務付けられている、いわば義務的な支出が増加しているものであり、今後、団塊の世代が高齢者となることなどにより、益々財政を圧迫することが予想されることから、その財源をどう賄っていくかについては、国・地方に共通する大きな課題であります。

いずれにいたしましても、国全体の枠組みの中の制度的な問題でありますので、石川県のみでの対応では自ずから限界があり、国全体で対応を考えていかなければならない課題と考えております。

また、一番下の線ですが、職員の退職手当も大きな負担となっております。

その理由としては、本県の退職者数は、平成12年度から16年度までは、教員や警察官を含めて500人台であったものが、団塊の世代の職員の大量退職により、19年度には781人のピークを迎え、この状況が続いております。

これにより、退職手当も増加し、19年度には約180億円となり、今後も高原状態が続くものと見込まれます。

公債費、社会保障関係経費、退職手当はいずれも削減が困難な義務的経費であり、これらが県財政を圧迫する極めて厳しい状況が続いております。

こうした財政状況も踏まえ、今後、中期的な視点に立った財政運営を行っていくためのベースとして、昨年、平成23年度から27年度までの5年間の財政の中期見通しを示させていただいたところであり、この試算によれば、期間中、毎年40億円から80億円の収支不足が見込まれ、5年間の累計で、290億円程度の収支不足となる見込みとなっております。

今後とも、新長期構想の実現などの重要課題に積極的に取り組んでいくためにも、持続可能な財政基盤を確立していく必要があり、基金の取り崩しに頼らない実質的な単年度収支均衡に向けて、引き続き歳入・歳出にわたる行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

本県の財政状況については以上でございます。

○「行財政改革大綱2011」の主な取組計画について（北野行政経営課長）

続きまして、「行財政改革大綱2011」の主な取組計画についてであります。

資料2をご覧ください。

まず、平成19年3月から取り組んできた行財政改革大綱2007については、大綱に掲げた種々の改革に積極的に取り組んできた結果、なかでも、職員数の削減については、平成14年度を基準年として平成23年度までに550人削減する計画を1年前倒しで昨年4月に達成し、さらに、本庁の庶務事務の集約化や電気事業の民間譲渡、名古屋事務所の廃止など、その他の項目についても、昨年度末に、取組期間1年を残し、そのほとんどが達成されました。

しかしながら、社会保障関係経費の増加等により、本県財政は、今後とも、引き続き、厳しい状況が続くことが見込まれるところであります。

そこで、大綱の見直しを1年前倒しして、本委員会や県議会などからご意見をいただきながら、本年3月に行財政改革大綱2011を策定し、新大綱に掲げた各種の改革に、職員一丸となって、取り組んでいるところでございます。

お手元にお配りしております行財政改革大綱2011の主な取組計画により、今年度の取組計画の中から、主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただいた左側に記載のとおり、行財政改革大綱2011につきましては、「コストの縮減、質の充実、未来へつなぐ、いしかわの改革」を基本コンセプトに、持続可能な行財政基盤の確立とより質の高い県民本位の行政サービスの提供に向け、行政コストを縮減する量の改革と県民への行政サービスを向上させる質の改革に取り組んでいくことを基本方針として、「行財政改革の内容」に記載してあるスリムで効率的・効果的な組織体制の整備、厳しい財政状況の下での財政健全性の維持、県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し、地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供の4つの大きな柱に沿って、諸改革に取り組んでいくこととしております。

また、本年6月に見直しました、定員適正化計画ですが、別紙の定員適正化計画をご覧ください。

これは平成23年度から27年度までの5年間の計画期間における目標値、取組項目などを記載したものでございます。

平成22年度の知事部局の職員数が、短時間再任用による正規職員代替数（B）を含めた（A）+（B）の欄の実質ベースで3,519人ですが、これを目標年度である平成27年度には、3,369人と150人程度の削減を図ってまいります。

次に、職員数削減にあたっての主な取組項目でございますが、農林水産部所管の試験

研究機関の統合、辰巳ダム建設事務所の廃止など県組織の見直し、住宅供給公社や道路公社の廃止など公社外郭団体の見直し、庶務事務等の集約化の出先機関への拡大、児童生活指導センターの調理業務など業務の民間委託の拡大、県税事務所・総合事務所の業務分担等見直しなど事務事業等の見直しなど具体的見直しを一つ一つ積み重ねることにより、業務の効率化、事務量の削減もあわせて行いながら進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画が達成されますと、目標年度である平成27年度の職員数は、半世紀以上前の昭和38年度と同程度の水準にまでスリム化が進むことになるものでございます。

元の資料に戻りまして、1ページをご覧ください。次に平成23年度の個別の取り組みについてご説明いたします。

本資料は、左側に大綱に掲載された項目を記載し、右側には、23年度の主な取組内容を記載しております。

はじめに、「1 スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」についてでございます。

まず、「①県組織の見直し」であります。今年度は、4月に石川県公立大学法人を設立し、看護大学および県立大学の法人化を行ったほか、人事課に人材育成グループ、管財課に資産活用室を設置するなど所要の組織改正を行っております。

また、「②県関係団体組織の見直し」につきましては、平成24年度中の住宅供給公社の廃止に向けた分譲宅地等の資産処分の推進などに取り組むこととしております。

「2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」につきましては、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立と県債残高の抑制、地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請の3つを基本方針として取り組むこととしており、以下、具体的な取り組みを記載しております。

まず、「①税収の確保」につきましては、これまでの滞納対策を更に進める観点から、県と市町が共同で個人県民税等の滞納整理を行う組織の設立に向け、5月に、地方税徴収対策検討会の初会合を開いたところであり、年度内の取りまとめに向け、組織形態や対象税目の検討を進めていくこととしております。

「③県有財産等の有効活用と処分」につきましては、資産活用室を中心として、県有財産等の有効活用や処分といった全庁的資産マネジメントを着実に実現していくために、各部局が所管する県有財産等について、有効活用に向けた実態調査を行っているところでございます。

2ページをご覧ください。

「(2)歳出削減に向けた取り組み」についてであります。 「②一般行政経費の見直し」では、全国団体等への負担金の縮減について、拠出団体が実施する事業の本県における必要性や費用対効果等の観点のほか、他県の状況も踏まえ、見直しを進めてきたところであり、今年度も、引き続き、負担金額の縮減に努めてまいります。

「③投資的経費の抑制」につきましては、基本方針として、地域経済、雇用情勢にも十分に配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合を全国中位を目途に順次

抑制していきたいと考えておりますが、今年度につきましては、地域経済の下支えを図り、景気持ち直しの動きを後押しするため、公共投資の事業量の確保にも配慮したところであります。

その下の「④財政運営の工夫による負担の平準化」についてであります。

まず、「ア 財政健全化判断比率の適正水準の維持」につきましては、県債を発行する際に国の許可が必要となる起債許可団体に転落することを回避するため、実質公債費比率が18%以上にならないよう、繰上償還を行うものであります。

「イ 高利県債の繰上償還」につきましては、徹底した行財政改革に取り組む地方公共団体を対象に認められた制度を活用し、金利5%以上の高利な公的資金の繰上償還を実施するものであります。

3ページをご覧ください。

「3 県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」についてであります。

「①出先機関における庶務業務の集約」につきましては、現在、本庁及び一部出先機関において、給与や旅費などの庶務業務を総務事務管理室に集約しておりますが、今後、段階的に他の出先機関にも拡大していきたいと考えており、その対象となる出先機関の選定等を進めていくこととしております。

「②民間委託等の導入」につきましては、4月から、児童生活指導センターの調理業務等を新たに民間に委託したところであります。

その下の「③公の施設等の見直し」のうち、「ア 公の施設における中期経営目標の策定」につきましては、施設を経営していくとの観点から各施設を対象に、例えば利用者一人当たりの一般財源投入額の縮減や利用者満足度の向上などの経営目標と、それを達成するための利用者増対策などを盛り込んだ中期経営目標を策定することとし、直営施設から順次進めていくこととしております。

「イ 精育園、錦城学園の運営体制の見直し検討」につきましては、柔軟でスピーディーなサービス提供を行っていくとともに、知的障害者等に対するセーフティネットとしての役割を維持しつつ、県民のニーズに的確に responding していくという観点から、全国的に導入例が多く制度として定着してきている指定管理者制度の活用など、運営体制の見直しを検討していくこととしております。

「ウ 金沢競馬のあり方検討」につきましては、金沢競馬経営評価委員会の報告を踏まえ、24年度の収支均衡を目標に、各種振興策や経営改善策に努めるとともに、競馬事業に税金を投入しないことを基本に存廃を判断することとし、次年度に税金を投入するような事態に陥らないかを見極めてまいりたいと考えております。

「オ ほくりく荘の廃止に向けた検討」につきましては、利用者数の減少や民間施設の充実等の社会経済情勢の変化を踏まえた検討を行い、10月末をもって廃止することといたしました。

「④公社外郭団体の見直し」についてであります。

まず、「ア 公社外郭団体に対する県派遣職員の引き揚げ」につきましては、公社外郭団体等の事務事業について見直しなどを進め、県派遣職員の引き揚げを進めることとしております。

「⑤審議会の見直し」につきましては、医療扶助審議会と特用林産振興協議会を

廃止いたしました。

「⑥市町・民間との協働・連携の推進」のうち、「イ 民間企業とのタイアップ事業」につきましては、民間の社会貢献活動やアイデア・ノウハウを活かして、公共サービスの充実を図るため、民間からの提案を受け付けし、関係部局とのコーディネートを行う総合的窓口を6月に行政経営課に設置したところでございます。

4ページをご覧ください。

今回の大綱で新たに取り組むこととした柱である「4 地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」についてであります。

「①人材の育成」のうち、「イ 人材育成ビジョンの見直し」につきましては、平成18年1月に策定した人材育成ビジョンを職場内研修、職場外研修、キャリア支援の3つを柱として、具体の取り組みを盛り込んだアクションプランとして見直すこととしております。

「②勤務環境の改善等」の「ア 時間外勤務の縮減」につきましては、これまで月1回設定していた所属毎の一斉退庁日を月2回に増やすとともに、例えば住民説明会の開催など特定の業務を行う場合には、勤務時間帯を弾力的にシフトできるようにすることや、これまで本庁のみで実施していた時差勤務制を出先機関にも拡大するといった方策により、更なる時間外勤務の縮減に努めていくこととしております。

「(2)県民サービスの向上」についてであります。

「①県民サービス向上に向けた取り組み」の「ア 県税事務所の開庁時間の延長」につきましては、自動車税の身体障害者減免申請に対応するため、申請が集中する5月末の1週間の開庁時間を19時まで延長いたしました。

「②県政情報提供の充実等」の「ア 県政出前講座の充実」でございますが、これは、県職員が県の重点施策などを直接県民の皆さんのもとに出向いてわかりやすく説明する県政出前講座につきまして、今年度は、県民ニーズを踏まえ、提供する講座内容を見直すとともに、県民の皆さんにより活用していただけるよう、対象団体をこれまでの20人以上のグループから10人以上のグループに緩和したところであります。

なお、行財政改革大綱2011の23年度実施計画の詳細なものにつきましては、参考資料として、配付させていただいております。

以上で説明を終わります。

○質疑

(梅本委員)

財政見通しのグラフのところで、退職手当が高い水準で推移していくということですが、団塊の世代は大量に退職し、新規採用を抑制していると思うのですが、どういう理由で高い水準なのか説明していただけますでしょうか。

(内海財政課長)

この退職手当ですけれども、知事部局と教員、警察の職員も一緒に入ってきておりま

す。知事部局の職員につきましては、退職手当のピーク、確か19年度だったと思いますが、ピークが過ぎて、減っていつているんですが、これから警察ですとか、教員の方々の退職がございませう。ちょっとそのあたりどういつた採用を行いつているか存じ上げないところですが、さういつた警察と教員の職員の方々の大量退職が今後続くとさうことで、トータルで見ますと、退職手当に關してはさういつた水準で推移していつるのではないかと考えております。

(飴谷人事課長)

例えは、知事部局でいえは、団塊の世代そのものの職員構成が大きかつたんですが、教師に關しては、団塊ジュニアを育成する教師の数を増やしたとさうことで、職員構成のピークが若干ずれていつます。知事部局の職員のピークが過ぎた頃に、教師の波がやつてくるとさういつたことで高止まりになつていつるという状況でございませう。

(中平委員)

先ほど梅本委員と同じところで、財政見通しの話ですが、公債費のピークがそろそろくるとさういつたお話でしたが、年度のにはどの辺にピークがくるのでしょうか。

(内海財政課長)

ピークと申し上げましたが、臨時財政対策債等を除いた、いわゆる通常債のピークですけれど、20年度頃にピークを迎えてあとは減少していつるものと見込んでおります。

(中平委員)

行財政改革大綱2011の中の二つ目の項目に入つておりました、厳しい財政状況の下での財政健全性の維持とさういつたところで、受益者負担の見直しの話で、病院診療費等未収金の回収を民間委託するとさういつたことですが、病院診療費の未収金とさういつたのは、どういつたふうになつていつるのか、要するに、診療を受けたときに本人負担を払わずに帰つてしまうのか、その辺の事情を教えていつたきたい。

あと、民間委託とさういつたことでどのように委託されるのか教えていつただければと思いつます。

(北野行政経営課長)

病院診療費の未収金に對しては、様々ございませうが、委員おっしゃられたように、払わないで帰つてしまう方もおいでませうし、土日など、即日収納できないとさういつたお金を、結局後になつて払わないとさういつた方もある程度あります。これまでは病院の方で直接払つて下さいとさういつた話を申し上げていつたんですが、住所などがわかつていつるものについては、そこを民間に委託するとさういつたこととさうございませう。

(窪田委員)

臨時財政対策債ですが、あとで地方交付税で補てんされるとさういつたこととさうですが、地方交付税とさういつたものは、国と県とではニュアンスが違つたのではないのでしょうか。思つていつる

ほど交付税が入っていないという面が出ていると思いますが、そのあたりはどのように地方交付税を見込んで、臨時財政対策債を計画されているのでしょうか。

(内海財政課長)

臨時財政対策債ですが、あくまで国の制度として、交付税で入ってくるはずのものを国と地方で折半して、地方の借金部分を100%交付税で後々措置をするという仕組みになっております。

交付税の財源は、現状では、国税五税の一定割合を地方交付税として各地方公共団体に配分するという仕組みになっており、当然、この交付税財源にも限りがありますし、今後、こういった形がいつまで続くのかというような状況も確かにあるところでありま

す。とは言っても、そもそも臨時財政対策債については、国との約束と言いますか、制度として決められた中で、とりあえず、まず地方で借金をして、その部分については、後年度に措置するという仕組みで、制度として運用されているわけですので、先ほど来申し上げておりますが、臨時財政対策債の償還については、100%措置されないということになれば、県の財政はたちまち立ち行かなくなるという状況にあるのは事実でありますので、その部分については、国に対して、引き続き、要請していかねければならぬのかなと考えております。

(植村総務部長)

この交付税の議論ですが、つい最近、平成16年度ですが、小泉内閣の時に、急にガタッと落ちたことがありました。各県、予算編成で見込みを立てていたものが、ガタッと落ちて、非常に苦しい状況になったという記憶もございます。

財政当局としては、この交付税というものの意義は非常に大きいわけでございます。地方としてみれば、県税と同じような立場として、一般的なお金として使わしていただくべきものとして、制度として決まっているものでございますので、そこをきちんと担保しないと、国・地方を通じた行政サービスの水準というものが確保できないという事態に陥ります。

ですので、ここはやはり、国家的な、全体的な議論の中で、交付税をきちんと確保していきながら、それが行政サービスの方に反映されていくという仕組みをきちんと議論していかねければならない、こういう意識でおります。

これには、いろいろな局面がございます。交付税そのものの議論もあれば、税と社会保障の一体改革の議論、基本的には消費税だったりしますけれども、交付税にも影響を及ぼす可能性があるわけでありまして、こうした様々な議論の中で、私どもも地方からの声をきちんと上げていくという覚悟でいるところでもあります。

(眞鍋委員)

今後の財政見通しのところで、あと5年すると県の貯金である基金がほぼ枯渇してしまうということで、基金の取り崩しに頼らない単年度収支均衡に向けた行財政改革ということのご説明だったと思いますが、この行財政改革大綱というのは、数値目標という

ものが一切入っておらず、職員数ぐらいしか目標値として数値が出てきません。

そうしますと、この県の行財政改革大綱の取り組みと基金の取り崩しに頼らないで済むというところを、どう評価されているのかというところを少し知りたいと思いますので、ご説明をお願いします。

(北野行政経営課長)

ご指摘のとおり、行財政改革大綱の方には数値目標はほとんどありません。定員適正化計画の方で、150人職員を減らす、これぐらいしかございません。

財政の今後の見通しについては、制度の問題が毎年毎年変わるところもありますので、きちっとしたことを申し上げられませんが、先ほど来話がありました東日本大震災の影響ですとか、見通しにくいこともございます。

ちなみに、150人の削減で平年度ベースであれば、大体12～13億円ぐらいが毎年の数字として落とせるということでありまして、これまでの行革大綱の取り組みの中で、例えば、過去の5年間ぐらいであれば、単年度ベースで40数億円の削減効果を出しております。

今の時点で、個別具体の項目で数字を挙げてご説明することは難しいですが、そういう過去の取り組みもございますので、今後とも、行革大綱にある項目を一つずつきちんと取り組んでいって、基金の取り崩しに頼らない行財政基盤の確立に向けて努力をしてまいりたい、こういうことでございます。

(内海財政課長)

少しだけ補足させてください。

先ほど詳しく説明すればよかったんですが、昨年度、財政の中期見通しを作りました。平成23年度～27年度までで290億円の収支不足ということですが、これはあくまで自然体といいますか、このまま現行制度を前提に何も対策を講じなかった場合に、県の財政がどういった状況になるかという、自然体での見込みを立てたものであります。

自然体でいえば、290億円の収支不足ということで、今、基金残高が320億円ぐらいですので、5年間で基金が枯渇してしまうという状況になりますが、先ほど、行政経営課長も申し上げましたが、こういったことに陥らないようにということで、行財政改革大綱に基づいて、歳入歳出両面にわたる取り組みを推し進めていきたいということでございます。

(松木委員)

今ほどの眞鍋委員の質問と関連しますが、行財政改革大綱の中にコスト削減に関する数値目標が見当たりませんが、これはやはり私は数値目標をできるだけ入れた方がいいという考えを持っております。

というのは、例えが悪いかもしれませんが、医者の手術のときに出血の度合いによっては、手術のやり方が違うわけですね。絆創膏を貼ればいいだけなのか、大きな手術をしなければいけないのか、そういった度合いがなかなか見えてこないように思います。

一つは、そういう数値目標を挙げることによって、5カ年計画であっても、毎年毎年の進捗状況がわかるわけですね。この推進委員会の方でも、モニタリングの機能があると思います。どの程度進捗ができたのかということ、数値があれば、簡単に判断できるということでございますし、仮にその数値目標を達成できていないのであれば、おそらく何かの障害があるんだろうという気がしています。

その障害が何かということについてを公開することによって、より透明性の高い施策活動になると同時に対応策が見えてくると思いますので、ぜひとも検討していただければと思います。

(北野行政経営課長)

数値目標の話でございますが、一つには、数値を一つ一つ積み上げてみないとわからないということがございます。また、色々な項目があって、その項目が、例えば組織の見直しも全て職員数に跳ね返ってきて、同じ項目が2度も3度も出てくるということもございます。そういうことで、なかなか積算しにくいということがございます。また、行政の使命としては、コストカットでお金を残すことだけではなく、適正な行政サービスを皆様方に提供していくということも大事なことでございます。あとは、国の制度の改正だとかも踏まえながら、毎年毎年やっていきたいというふうに考えておまして、これからの目標ということで数字をお示しするのはちょっと難しいかなというふうに思っております。

個別、個別の項目の実施につきましては、「やった」「やれない」ということでこちらでもご報告させていただきたいと思っておりますし、それによる効果が判定できるものについては、随時ご報告させていただきながら、進めてまいりたいと思っております。

(植村総務部長)

この辺の理屈には難しい部分がございます、例えば県の場合、行政機関自身をどのように集約するかというテーマが非常によく出てまいります。

この行革大綱の中でも入っておりますが、では、これによってどれくらいのコスト削減ができるのかという計算については、実際のところ業務を全部やめてしまうというわけではないものですから、その部分での計算が少し難しい部分がございます。

それから、そこに従事している者、あるいは、相手がある話の場合、最終的な決着の方法として、どのくらいの形で納めるかということも同時進行でやっていかなければならないということが、実は結構あるわけです。

そうすると、今の段階で完全にこのセットでやりますと、なかなか言えない、途中経過の段階だけれども、政策としては目標を持ってやりましょうという形で掲げさせていただいているものが結構多くございます。

そうなってくると、今の段階でそれが結果として数値を積み上げたときにどのくらい、何千万、何億円ですというようなことは明確には言い切れないというものも結構ございます。

物によって区分できるものについては、こちらからも答えているように色々な場面、場面で、どういった考え方があるかということも当然答えていきたいと思っているわけ

ですが、全体的な状況とすれば、施策そのものをターゲットにすることで全体的なコストの水準を下げているという試みを目指しているというところを少しご理解いただければありがたいかなと思います。

(深山委員)

今回の歳入と歳出という問題を、どういう形の前提条件で数字を設定されているのかちょっとわかりませんが、平成20年にリーマンショックがありまして、この3年間で税収に非常にアップダウンがあったわけですね。

税収そのものについて、どのような前提条件なのかということで、5年間という行革大綱の中で、歳出については、細かく実行項目が書いてあるわけですがけれども、歳入につきまして、そういう変化があった場合にどのように考えているのでしょうか。

プラスであればそれに越したわけではありませんが、マイナスの場合に、例えば、震災の問題、あるいは地方交付税が三位一体改革の時のように減らされる、今度は地方税を自由に設定できるようにと知事会でも要請されておりますよね。

全体として、非常に厳しい地方財政の中で、今回の前提条件というのは、歳入についてはどういう形になっているのでしょうか。平成22年度のものそのまま通して、5年間いった場合に、先ほど眞鍋委員がおっしゃったように最後に基金がいくらになるという試算になったのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

(内海財政課長)

昨年作りました財政の中期見通しにおいて、平成23年度から5年間の見通しを立てております。歳入については、深山委員のおっしゃるとおり、先を見通すのが非常に難しいわけですが、この試算の置き方としましては、その時点で国の経済成長率の見込み、名目経済成長率が1.6%でございましたので、所得課税や消費課税につきましては、単純に1.6%の伸びを見込んでというような見込み方をしております。

一方で税収が増えれば、制度上、地方交付税につきましては、一定のサービスの需要から、県税として入ってくる収入を差し引いた分が地方交付税として支給されるということでございますので、税収が増えれば、通常交付税は減るということで、税収が増えた部分につきましては、その見合いの部分について、地方交付税については、減らしているという形で歳入については見込んでおります。

ただ、そうした中で、毎年毎年、地方交付税の大幅削減ですとか、あるいはここ数年では、リーマンショック以降の税収の落ち込みといったことがございました。また、今年でいえば、東日本大震災が税収にどういった影響を与えるか、まだ現時点では、見通すことができませんが、そういった部分につきましては、例えば、リーマンショックの際については、基金の取り崩しで対応しておりますし、そういったことについて、毎年毎年どういった対応をしていくかということについては、予算編成の中で対応していく、といったことになろうかと思っております。

(深山委員)

歳出の中で、細かい項目をこのようにしていくといったことが書かれていますが、私

ども金融機関の方で色々取り組んでいるシステムの見直しの中で、ここでいう歳出、銀行でいう経費の節減が相当出てきました。

システムの問題というのがこの中に一切出てきませんが、そういったようなことによって、いわゆる歳出が減少するようなことがないということで、問題視されていないということでしょうか。

それとも、県の中のことはよくわかりませんが、システム的な問題というのは、いわゆるパワープレーでいいという考え方でしょうか。経費的には、5年間は見直しするものはないよ、ということなのかどうか、わからないので質問させていただきました。

必ずしもIT化を進めてくださいということではありませんが、従来IT化したものに随分無駄があって、金融機関の場合、色々削減ができたわけですね。

そういったことを視界に入っているのかということにです。

(植村総務部長)

私、前職が企画振興部長でして、そちらの状況も踏まえてお答えさせていただければと思いますが、IT関係の色々なシステムがあります。これについては、業界自身が日進月歩でして、様々な技術や仕様をある段階で見直していくところで、大幅に経費が縮減されるということがありますし、実際に過去にもありました。また、技術的な部分だけでなく、入札の関係で出てくる効果もございます。

こういったことは、我々の各部署で常に検討をしながらやっているという現状ですので、行革大綱にどの程度のことまで書き込むかということは別として、システムのあり方や毎年度の予算のあり方の中で、そこは十分検討させていただくということもあります。

その一方で、色々なシステムを作るという話も行政分野では出てきます。時には、国の方から何でこんなものを作るのか、というような話も出ないことがないわけです。そういうもの、特に汎用性が必ずしも高くないシステムを国として施策を打ってみましょうということ、作っていくというような過程もあるものですから、そうするとコストが高めのものを地方も一緒になって作ってください、あるいは地方プロパーで作ってください、というような話があることもあります。

そういうことがあると、お金が大変だな、と思いながら取り組んでいくわけですし、特にIT関係のシステムについては、今申し上げたような両面の部分で、取り組みを進めておりまして、ある場面では悩みながら、ある場面ではかなり金額的に効果が出るなというようなことがあるというのが、現状でございます。

(狩山委員)

何人かの方から話が出ておりますが、敢えて、意見として述べさせていただきます。

目標を立てるのにあたって、ざっくりでもいいので、数字はこういうことを考えているということを教えてもらわなければ、論議するときにはこれではやりにくい。このままの施策でやっていけるのかわからないし、そんなに簡単に出不せないのはわかるが、計画を作る以上、290億円の収支不足がこれ以上増えないように、それを抑えるためにはどうすればいいのか、といったことを頭に置きながら、計画があるんだろうと思うので、

そのあたりが若干でも見えるような形にしていただかないと、論議しづらいということだけをまず意見として言わせてください。

少し細くなるかもしれませんが、大きく3点についてお聞かせいただければと思います。

まず、行政サービスのあり方ということについて十分に考えた上で大綱を出されていると思いますが、その観点でいくつか言わせていただきます。

1つは、錦城学園・精育園の運営体制見直しをしたいという話がありました。県民ニーズとか色々あってという話がありましたが、なぜ今、見直す必要があるのかというところがよくわかりません。これをやることで支出がずいぶん抑えられるのかという、そういうことでもないような気がします。それと同時に、ちょっと前までは独立行政法人制度を導入しようという話もあったように記憶していますが、今度は指定管理者制度ということになっていますので、ここもなぜ変わったのかよくわからないので、教えていただきたいと思います。

もう1つは、サービスの質ということで、保健福祉センターの見直しのところで、訪問等業務については本所に集約すると書いてありますが、訪問という現地業務をなぜ集約するのか。電話など遠隔地でできるようなものは集約もありかなと思いますが、そうではなくて、訪問等業務を集約と書いてあります。訪問という現地業務は近くにあった方がいいのではないかと思うので、これについて、なぜなのかお聞かせいただきたいと思います。

また、行政のサービスとなったときに、色々な側面で考えていると思いますが、今回の震災で、やっぱり公務員はすごいなと思いました。自分が被災していても、やることはちゃんとやる、この精神は見上げたものだなと思いました。とすれば、石川県民の安心安全のために、これは行政で絶対担わなければいけないというものがあると思います。今回民間委託するという項目がありますが、民間委託しても大丈夫なのかといった基本的なことについて、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、数値目標が出ている定員適正化計画についてであります。150人削減の根拠は、ここに列挙されている中身なのかと思いますが、業務を見直して廃止等したときに、その人をクビにするわけではないですよ。そうすると、150人減っていくということは、退職者よりも採用者を抑えることで、経年的に減っていくという考え方でいいのでしょうか。

また、私どもの方で、県庁の方で休んでいる方が70人強おいでと聞いています。150人減らして、今、現に70人強休んでしまっていて、それだけ人数が減っているのに、これ以上減らす必要がないのではと単純に思いますが、この点についてどのように考えているのか教えていただきたい。

また、前回もメンタルヘルスの関係で質問しましたが、経年的にメンタルヘルス疾患者というのが増えていると出ていますし、今回の資料を見ても、メンタルヘルスの対策を打っているわけですが、この原因が何か、答えにくいところだと思いますが、単純に人が減ったからメンタルヘルスにつながったということではないにしても、その原因を明らかにしてほしい。少なからず労働現場で負荷がかかってきたときに、上司の方で、職員一人ひとりに目配りができていないのではないかと思います。これ以上病気による

休職者が増えるのは、決して望ましいことではないと思うので、今日まで人が減ってきていますが、この人員が適正なのかどうか検証していただかないといけないのではないかと思います。

もう一つは、職員のキャリア支援ということで、今年度、11グループを増やして、今後もさらに増やしていくというように書いてありますが、この点の意味がわからないので、全体でどれだけのグループがあるのか、そして今回なぜこの11グループだけが焦点が当たったのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後の大項目として、時間外労働についてです。これを削減することについては、私も賛成ですし、積極的にやっていただきたいと思いますが、現在、時間外労働の実態がどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

その上で、これからの取り組みとして、定時退庁日を1日から2日にするとか、ミーティングをするとか、いくつかの項目がありましたが、効果があまりよくわからないように思います。

働く者の立場からすれば、働くことを適正に評価していただくことについては、一切異論はありません。しかし、時間外労働の縮減、縮減ばかりを言ったときに、サービス超勤はないのかどうかについて、検証していただかなければいけないと思いますし、その対策を取っていかなければ、結果的に先ほど申し上げたメンタルヘルスの部分につながってくると思いますので、この点については、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

(北野行政経営課長)

まず、錦城学園と精育園の問題ですが、確かに前の大綱では、地方独立行政法人制度の導入を検討するということをございました。今回、指定管理者制度の導入を検討することとなりましたが、基本的に直営から外に出すという形にできないかということで検討しております。

今なぜということではありますが、県の直営では、例えば人事とか、新しいサービスを導入するための予算だとか、そういったところで柔軟な対応ができない、あるいは機動的な対応が難しいといったことがありますので、そこが運営体制の見直しをする要因の一つであります。あとは、県が直営するよりも、民間のノウハウのあるところをお願いした方が、実際にはサービスの向上につながるのではないかと、といった観点から、運営体制の見直しを検討しているということをございます。

前回、地方独立行政法人制度ということで検討しましたが、導入実績がほとんどないということで、一方、指定管理者制度については、錦城学園や精育園のような入所の福祉施設で全国的にかなりの導入事例があつて、上手くいっているということですので、これを軸に検討を進めたいということをございます。

それから、組織の見直しの中で保健福祉センターの訪問の話がありました。基本的に訪問業務は近い方でという話もありますが、訪問業務については、こちらからサービスを必要とする方にお伺いするということですので、ある程度計画的に行えるものであれば、珠洲と輪島ぐらいであれば、直接サービスを受けている方にとって、ご迷惑にはならないのではないかとということと、少人数ずつを色々なところに配置していると、一人で色々な業務をいっぺんにやらなければならないので、ある程度人数を集約すると、

個々人で専門的にこの業務は誰、ということで対応できるようになり、専門性の向上という意味でサービスの向上にもつながっていくのではないかとということで、訪問業務を集約していくこととしたところです。ただ、窓口にお越しいただかなければならないような業務については、県民の皆様方にもっと遠くへ行ってくださいということになるので、今回集約はしないということでございます。

定員適正化計画の中身の話で、列挙している項目で削減するのかということでしたが、これらの項目によって、県庁全体の仕事が減るということであります。おっしゃるとおり、退職者がたくさんおりますので、採用を同数しないことで、実際の削減は起こることになります。

グループ制の見直しの話がありましたが、グループ制については、組織をフラット化して、管理を担う職員をある程度減らして直接業務を執行する職員を増やすといったことや、意思決定を速くする、といったことでサービスの向上を図るということ、あとは職員をある程度抱えていれば、業務の繁閑に応じて担当を入れ替えるといったことで時間外を減らせるといったことで、導入しました。

ある程度の規模がないと繁閑調整といったことはできませんが、グループのサイズが大きくなれば目配りが行き届かなくなるといったこともありますので、現在、200を超えるグループがありますが、今年度はそうしたところについて、見直しを行ったということでございます。

今後とも、こういった形で見直しを図りつつ、グループ制の利点を活かせるような形で考えていきたいと考えております。

安心安全の部分で行政で担うべき業務についての話がありましたが、当然のことながら、安全安心だけでなく、県民の皆様方に提供しなければならない色々な行政サービスがあります。今回、民間委託に出す部分といいますのは、必ずしも行政でなくてもいい、権力行為がないとか政策的な判断を伴わないような業務について、民間委託に出すものでありますので、行政サービスの中核、根幹の部分につきましては、引き続き県の方で直接職員が対応してまいりたいということでもあります。

(飴谷人事課長)

私の方からは病気で休んでいる方、メンタルで休んでいるのか病気で休んでいるのかについてと、時間外労働について説明させていただきます。

病気で休んでいる方につきましては、メンタルも含んで、昨年度は77人という状況であります。これは、一定の時点を捉えてということではなく、1年間を通じて、長期に休まれた方が77人いたということでもあります。

メンタルの原因については、一般的には、色んな要因が複合的に重なり合って病気になると言われております。我々もメンタルヘルスの対策を打つためには、実際どういうことで病気に至ったのかということ把握することが必要であろうということで、昨年度から、病気になった職員が復帰する際に面談を行い、何が原因だと思われるか、あるいは、どういったことを上司に望むかといった、聞き取りを行っております。そういったことを踏まえて、今後の対策に活かしていきたいと考えております。

時間外労働につきましては、昨年度も色々な工夫を凝らして、その削減に向けた取り

組みを行ってまいりました。ただ、東日本大震災ですとか、口蹄疫の疑いの事例の対応など、顕著な場合はこうした災害対応であります。行政の場合、どうしても業務の量や時期を自分で決められない、他律的に決まるものがありますので、なかなかこれだけ減らしますといった目標値を示すことが難しいところでもあります。

そういった特殊要因を除けば、昨年度も減少させることができたということで、例えば、夜間に用地交渉の業務が入ることが予めわかっているならば、お昼から勤務して夜間を勤務時間に振り替えるといったことなど、昨年度から色々な工夫を凝らして時間外を減らそうという努力をしているところでもありますし、実際に時間外を行ったことについては、申請を出すようにという指示もしております。

なお、昨年度、一人一カ月あたりの平均は、15.5時間となっております。

(植村総務部長)

行革という、得てして切るといふ話ばかりが先に立つということが性的にはございます。客観的に見て、色々な行政外部の方々から見て、無駄が多い、無駄が多いということで、組織や人件費など色々なものをカットすべきであるという話があるということも事実です。

県として、税金をいただいて公共サービスを提供していく中で、我々としても苦勞をしながら、ある場面では悩みながらやらせていただいているわけではありますが、先ほど来、ご指摘いただいている中で一つ通じている部分で、質をきちんと担保していく努力は必要であるということを考えているわけでもあります。であるからこそ、今回の行革大綱2011の中で人材の育成、行政サービスの提供という部分をまずしっかりやろう、そしてその前提として、勤務環境の改善であるとか仕事のしかたの見直しであるとか、明確に位置付けられているということでもあります。

個別に位置付けられている項目を色々工夫しながらやっていくということも当然です。その前提として、職場の中での管理職の意識の持ち方、部下の方々の意識の持ち方、それぞれの部分をきちんと高めていくという努力も必要であると思っておりますので、血の通ったという文学的かもしれませんが、そういった形でレベルアップを目指していきたいという思いで取り組んでおります。

(高田委員)

歳入確保に向けた取り組みとありますが、広告収入の確保については、具体的な収入の見込み額が入っていて、頑張って1千万円稼いでいるんだな、というふうに思いながら見ました。

次に、税収の確保と受益者負担の見直しのところに、診療費の未収金と県営住宅の家賃滞納の民間委託という話がありますが、現在、一体どれくらい滞納されている方がいらっしゃるって、委託をすることでどれくらい回収できる見込みがあるのかな、ということをおもいました。

それと（県債残高が標準財政規模に占める割合が、）全国でワースト4位ということをおもいます。県民は本当に知っているのか、本当にこれ以上に悪くならないのでしょうか。

(北野行政経営課長)

滞納額でございますが、県税につきましては、平成22年度末で44億1千万円ほどの滞納がございます。その7割ぐらいが個人県民税の滞納ということになっております。

一方、県営住宅でございますが、これも平成22年度末で約1億5千万円の滞納がございます。

(植村総務部長)

お話がありましたように、税や受益者が負担すべき部分の滞納がありますが、公の財政を預かる立場としてもそうですが、社会全体として、ルールを尊重するという意味でも非常に残念でもあるし、色々な形で処理していくということがあるわけですが、そうした過程の中で、ご協力いただきたいということは間違いのないわけでありまして。

色々な未収債権をより効果的に回収していく、あるいは見込みがないものを不能欠損ですという形で数字上処理していく、というようなことがここ10年来、全国的に課題になっております。

そうした中で、こちらの立場とすれば、きちんと管理しますし、逆に県民の皆様方にはその点、きちんと意識を持っていただいて、公民といいますか、一人ひとりそういう立場にあるわけですので、その立場の中で住民として果たすべき役割を果たしていただきたいという思いで、色々な仕組みを工夫しているところでありますので、そういった目で見ただけであればありがたいと考えております。

(北野行政経営課長)

本日ご欠席の明石委員から「行財政改革に対する提言」をいただきましたので、簡単にご説明するとともに、お答えできるものについてはお答えさせていただきます。

まず、ご説明させていただきます。職員数の削減と業務の効率化ということですが、人を削減する中でもそれぞれの職場の中で効率性を高めることが大切だということで、取り組みについてのお尋ねがございます。

次に、業務執行体制ということで、人が大量に退職する中で、きちんと技能が継承され、戦力ダウンにならないようにどうしていくのかというお尋ねでございます。

あと、現在の状況を踏まえて、節電に関するお尋ねがございます。

次に、事務事業の見直しということで、色々見直しをして、予想効果金額というものを出すべきではないかというお尋ねでございます。

それから、県民サービスの向上ということで、商工労働部の方で色々な支援をしているところであるが、フォロー体制の整備もしっかりしてほしいというご要望がございます。

最後に、人材育成について、人材育成グループの設置や、人材育成ビジョンの見直しなどを行うこととしているが、具体的にはどういうものなのかというお尋ねでございます。

こういったお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

最初に、職場における業務の効率性の向上ということでございますが、先ほどお話もありましたIT化ということや、業務の集約化、組織のフラット化といったことで、こ

れまで取り組んでまいりました。今後も、出先機関などの業務分担を見直して、効率化、ないしは専門性を向上させていきたいとか、出先機関の内部管理の業務を集約して効率化を図りたいとか、あるいはOJTなどによって職員の資質の向上に努めることによって業務の効率化を図りたい、そんな風に思っております。

あと、戦力ダウンの話がありました。人の削減はありますが、削減にあたっては、先ほど申し上げたとおり具体的な取り組みによって、業務の効率化や事務量の削減を図り、行政サービスが低下しないようにやっていきたいということが一つ。あとは、熟練職員の退職とありますが、定年退職者の一部を再雇用する再任用制度を活用して、知識や経験を発揮していただく、あるいは職務経験者の採用を行うことで、行政サービスの質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

節電のお尋ねもございました。県庁のこの庁舎は、元々節電や省エネといったことを考慮して建設したものでありますが、環境ISO14000の取り組みもありまして、毎年毎年、電力消費の削減に取り組んでおります。今年の夏の節電対策ということで、エレベーター1台ずつ停止したり、空調の時間の削減や廊下の空調停止、といったことなど、色々検討しながら7月から取り組んでいるところであります。

事務事業の予想金額ということですが、先ほど来、数値目標というお尋ねの中でお答えしたとおりでございます。

県民サービスの向上ということですが、所管部局の方へお伝えして、取り組んでいただくことといたします。

(鮎谷人事課長)

人材育成ビジョンの見直しについて、資料2の最後のページに項目として掲げております。18年1月に策定した人材育成ビジョンですが、これは団塊世代の大量退職を間近に控え、団塊世代退職後の人材育成が急務であるという問題意識から策定したものであります。その反省点としまして、理念はいいものになっていると思うんですが、具体的な取り組みが少ないのではないかと、ということがございました。また、昨年度、議会の方からも、研修制度について、体系的なものがないというご指摘もありまして、この人材育成ビジョンを「職場内研修」「職場外研修」「キャリア支援」の3つの柱で、具体的な方策を盛り込んだアクション・プランに見直すこととしております。

具体的な中身については、現在検討中ですが、例えば、女性中堅職員のためのキャリア支援研修ですとか、できるものについては、今年度から取り組んでいきたいと考えております。

(丸山会長)

明石委員の方から、こういったご意見をいただいておりますので、皆様もご理解いただければと思います。

大体意見も出尽くしたと判断させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、本日出していただいた貴重な意見も参考にさせていただきまして、今後の行財政改革に取り組んでいただければありがたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局の方から、何かありましたらお願いします。

(北野行政経営課長)

会長の方からもございましたが、今回の議事はHP上で公表することになっております。公表の内容につきましては、予め委員の皆様のご了解をいただくことになっておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、これを持ちまして閉会とさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。